

令和4年白老町議会議案説明会会議録

令和4年12月9日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時46分

○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
-

○出席議員（13名）

| | |
|-------------|-----------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 8番 大淵紀夫君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 及川保君 |
| 12番 長谷川かおり君 | 13番 氏家裕治君 |
| 14番 松田謙吾君 | |

○欠席議員（1名）

- 7番 森哲也君
-

○説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 企画財政課長 | 大塩英男君 |
| 政策推進課長 | 富川英孝君 |
| 産業経済課長 | 工藤智寿君 |
| 生活環境課長 | 三上裕志君 |
| 町民課長 | 久保雅計君 |
| 上下水道課長 | 舛田紀和君 |
| 健康福祉課長 | 下河勇生君 |
| 高齢者介護課長 | 山本康正君 |
| 子育て支援課長 | 渡邊博子君 |
| 学校教育課長 | 鈴木徳子君 |
| 生涯学習課長 | 伊藤信幸君 |

| | |
|-----------|-----------|
| 消 防 長 | 後 藤 悟 君 |
| 消 防 課 長 | 加 藤 肇 君 |
| 病 院 事 務 長 | 村 上 弘 光 君 |
| 建 設 課 主 幹 | 湯 浅 昌 晃 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 本 間 力 君 |
| 主 査 | 八木橋 直 紀 君 |

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより令和4年定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は各会計の補正予算案5件、条例の一部改正4件、協定の一部変更等1件、諮問2件、報告1件、合わせて14件であります。

順次、議案の説明をいただきます。

日程第1、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号の令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。

このたびの補正予算は、人事院勧告に基づく職員給料等の増額及び電気料、燃料費の料金高騰に伴い燃料費が285万2,000円、光熱費が2,905万9,000円、合計で3,191万9,000円の増額補正の計上でございます。

説明に入らせていただきます。議案書、議1-1を御覧ください。令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ5億3,863万9,000円を追加し、総額を121億8,239万9,000円とするものでございます。

3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、4ページ、5ページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書、2、歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、(1)、議員報酬等24万3,000円の増額補正でございます。内容につきましては、この後、議案第7号から第9号の令和4年度人事院勧告に基づく法律改正に伴います条例改正の説明の中で説明いたしますが、議案第9号で提案をいたします議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当0.1月分の引き上げを行うことから、不足分を補正するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費、(1)、庁舎管理経費324万9,000円の増額補正でございます。光熱水費は役場庁舎の電気料金につきまして、料金高騰に伴う不足分の計上、備品購入費は議会議事堂のエアコン1基が故障したことに伴いまして、壁設置式のエアコンを購入するとともに庁舎1階に設置しておりますストーブの故障により新たにストーブを2台購入する経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)、庁舎感染予防対策事業（交付金事業）でございます。75万6,000円の増額補正でございます。

消耗品費 27 万 2,000 円は、役場庁舎における新型コロナウイルス感染症対策として自動手指消毒機、アルコール、ペーパータオル等、感染症対策消耗品を購入するとともに、備品購入費 48 万 4,000 円は現在、窓口業務を行う部署においては新型コロナウイルス感染防止対策としてパーテーションを設置しているところでございますが、このパーテーションによって高齢の方や耳の不自由な方と会話がしづらいという状況にあることから、このパーテーション専用のマイクとスピーカーが販売されているのですけれども、そのマイク、スピーカー機器を整備するものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、(3)、家屋評価システム更新事業 273 万 9,000 円の新規計上でございます。本システムは、固定資産税業務の家屋評価をサポートするシステムでございますが、令和 3 年度で保守期間が終了し、現在は保守延長により運用を続けてございますが、今後、部品の調達に支障が出るのが予想され、早期にハードウェアを更新する必要があることから、システム更新に係る経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、9 目企画調整費、(1)、ふるさと納税推進事務経費 313 万 2,000 円の増額補正でございます。ふるさと納税の寄附件数が当初の見積もりよりも上回る見込みとなったことから、通信運搬費、ワンストップ特例申請返信用郵便料金、ワンストップ特例申請処理代行業務委託料及び書面発行等業務委託料を増額するものでございます。財源は一般財源の増額でございますが、ふるさと納税の一般寄附分から同額を増額するものでございます。次のページをお開きください。(2)、生活交通確保維持推進事業 130 万円の増額補正でございます。事業費はデマンドバスの運行車両燃料費につきまして、運航件数増に伴う不足分、借上料は公共交通回数券使用増に伴う増額分を計上するものでございます。財源は地域公共交通回数券使用料 100 万円、一般財源 30 万円を充当いたします。続きまして、(3)、ふるさと納税推進 PR 事業 2 億 3,793 万円の増額補正でございます。ふるさと納税の寄附件数が当初見積もりよりも上回る見込みとなったことから、謝礼品費、返礼品代金及び配送料 1 億 5,972 万 3,000 円、委託料は各ふるさと納税寄附ポータルサイトへの委託料、決済手数料 7,820 万 7,000 円を増額するものでございます。財源は一般財源の増額でございますが、ふるさと納税の一般寄附金分から同額を増額するものでございます。

続きまして、13 目交通安全対策費、(1)、交通安全対策経費 19 万 4,000 円の増額補正でございます。株式会社北洋公管様から交通安全対策分としての寄附金を財源としまして、交通安全旗及び交通安全運動期間中の横断幕を購入するものでございます。財源は一般財源でございますが、寄附金を積立ておりました財政調整基金から繰入れるものでございます。

続きまして、14 目自治振興費、(1)、町内会活動育成経費 53 万円の減額補正でございます。町内会連合会運営費補助金について、当初予定しておりました町内会役員視察研修などの事業を新型コロナウイルスの影響により中止としたことから減額するものでございます。財源は一般財源の減となります。

続きまして、16 目町営防犯灯管理費、(1)、町営防犯灯維持管理経費 178 万 5,000 円の増額補正でございます。町が設置しております防犯灯の電気料金につきまして、電気料金の価格高

騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。4項選挙費、3目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、(1)、北海道知事及び北海道議会議員選挙経費603万4,000円の新規計上でございます。来年4月執行予定の北海道知事及び北海道議会議員選挙に係る選挙事務経費を計上するもので、財源は全額、北海道委託金を充当するものでございます。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)、地域福祉推進事業経費1万7,000円の増額補正でございます。白老町福祉有償運送運営協議会1回分の委員報酬を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。次のページをお開きください。(2)、物価高騰対策町民生活応援事業(交付金事業)25万1,000円の減額補正でございます。コロナ禍における原油価格、物価高騰対策事業として補正予算4号にて議決をいただきました事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。続きまして、(3)、介護サービス提供基盤等整備事業4,115万1,000円の減額補正でございます。地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を目的といたしました、北海道の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用いたしまして、町内のグループホームが施設整備等に要する経費を町経由で事業者に補助する事業でございますが、このたび事業者より資材の高騰や納入の遅れにより年度内に事業が完了できない見込みのため、交付金申請の取り下げがあったことから減額するものがございます。財源は道補助金社会福祉施設整備補助金の減額でございます。

続きまして、2目老人福祉費、(1)、介護予防支援事業所運営経費2万2,000円の増額補正でございます。議員報酬等の増額補正で説明しましたとおり、令和4年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正により、これに必要な会計年度任用職員報酬及び職員手当等を増額するものでございます。財源は諸収入の介護予防サービス計画作成収入を充当いたします。続きまして、(2)、介護保険事業特別会計繰出金10万7,000円の増額補正でございます。令和4年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正により、これに必要な会計年度任用職員給与及び職員手当等を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。(3)、高齢者・障がい者生活支援給付事業(交付金事業)396万3,000円の減額補正でございます。補正予算4号にて議決をいただきました事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減額でございます。

次のページをお開きください。3目身体障害者福祉費、(1)、障害者自立支援給付経費7,859万1,000円の増額補正でございます。扶助費7,418万3,000円は療養介護医療費の増、相談支援相談件数の増などにより、今年度の増加分を見込み増額補正するものでございます。また返還金440万8,000円は令和3年度の給付費の事業費確定及び令和2年度の再確定により国庫支出金及び道支出金を超過して交付を受けた負担金を返還するための経費を計上するものでございます。財源は障害者自立支援給付費負担金の国費が3,619万9,000円、道費が1,821万2,000円、一般財源2,418万円を充当いたします。

続きまして、6目総合保健福祉センター管理運営費、(1)、総合保健福祉センター管理運営

経費 245 万 3,000 円の増額補正でございます。需用費につきまして、総合保健福祉センターの電気料金、燃料費の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、7 目福祉館費、(1)、福祉館管理運営経費 15 万 4,000 円の増額補正でございます。緑ヶ丘福祉館の消防設備点検における指摘事項の避難口誘導灯の取り替えのほか、排煙窓ガラス等の取り替えに係る経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、(1)、子ども育成推進経費 5,000 円の減額補正でございます。会計年度任用職員及び期末手当につきまして、実績見合いによる増減により減額するものでございます。財源は国庫支出金子ども子育て支援交付金 3,000 円の減、一般財源 2,000 円の減でございます。続きまして、(2)、放課後児童対策事業経費 2 万 6,000 円の増額補正でございます。令和 3 年度の子ども子育て支援交付金の精算に伴い、超過して交付を受けておりました国庫支出金 2 万 6,000 円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、2 目児童措置費、(1)、子育て世帯臨時特別給付金事業 160 万円の増額補正でございます。令和 3 年度に国のコロナ克服、新時代開拓のための経済対策により実施した、子育て世帯臨時特別給付金事業の事業完了に伴う返還金を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

3 目ひとり親家庭等福祉費、(1)、ひとり親家庭等医療費給付費 96 万 2,000 円の増額補正でございます。手数料及び扶助費について受診件数の増加による不足分の経費を計上するものでございます。財源は道支出金ひとり親家庭等医療費給付費給付事業補助金 48 万円、一般財源 48 万 2,000 円を充当いたします。

続きまして、4 目児童福祉施設費、(1)、町立保育園運営経費 22 万 4,000 円の増額補正でございます。はまなす保育園における給食賄い材料費につきまして、物価高騰に伴う不足分を計上するものでございます。財源は諸収入保育園職員給食費 8,000 円、一般財源 21 万 6,000 円を充当いたします。続きまして、(2)、特別保育事業経費 491 万 5,000 円の増額補正でございます。委託料 333 万 4,000 円は小鳩保育園、海の子保育園、白雪幼稚園における幼稚園型の一時預かり事業についての経費を計上するもの、返還金は令和 3 年度の子ども子育て支援交付金の精算に伴い、超過して交付を受けた国庫支出金 158 万 1,000 円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。次のページをお開きください。(3)、認定こども園運営等経費 3,536 万 1,000 円の増額補正でございます。負担金 3,534 万 9,000 円は各認定こども園の見込み児童数の増のほか、公定価格の上昇により給付費が増加したこと、返還金は令和 3 年度の子どものための施設等利用給付交付金の精算に伴い国、道支出金を超過して交付を受けた計 1 万 2,000 円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は子どものための教育保育給付費負担金の国費分が 1,784 万 4,000 円、道費分が 877 万、一般財源 874 万 7,000 円を充当いたします。続きまして、(4)、保育所広域入所経費 52 万 8,000 円の増額補正でございます。本町に住民票のある幼児 1 名が苫小牧市の認定こども園に入園したことに伴い、給付費を支出するための経費を計上するものでございます。財源は子どものための教

育保育給付費負担金の国庫支出金 24 万 8,000 円、道支出金 21 万円、一般財源 7 万円を充当いたします。続きまして、(5)、保育所 I C T 化推進等事業 76 万 3,000 円の増額補正でございます。令和 3 年度の保育対策総合支援事業補助金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けた 76 万 3,000 円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。(6)、保育所等感染予防対策事業(交付金事業) 27 万 1,000 円の増額補正でございます。令和 3 年度の保育対策総合支援事業費補助金の精算に伴い、国庫支出金を超過して交付を受けた 27 万 1,000 円返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

(7)、保護者負担補助事業 16 万 2,000 円の増額補正でございます。本事業は子育て支援に係る保護者負担の軽減を図るための副食費が徴収される世帯に対し、全額補助するものでございますが、対象児童数が当初予算の見込み数より増加したため不足分を増額補正するものでございます。財源は全額ふるさと G E N K I 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。続きまして、

(8)、保育士等処遇改善事業 9 万 2,000 円の増額補正でございます。令和 4 年度人事院勧告に基づく法律改正に伴う条例改正により、これに必要な会計年度任用職員報酬及び職員手当等を増額するものでございます。財源は子ども子育て支援交付金の国庫支出金 1 万 5,000 円、道支出金が 1 万 5,000 円、一般財源 6 万 2,000 円を充当いたします。

次のページをお開きください。5 目子ども発達支援センター費、(1)、子ども発達支援センター管理経費 1 万 3,000 円の増額補正でございます。令和 4 年度人事院勧告に基づく法律改正に伴う条例改正により、これに必要な会計年度任用職員報酬を増額するものでございます。財源は全額諸収入子ども発達支援費収入を充当いたします。続きまして、(2)、子ども発達支援センター子育て支援運営経費 6 万 5,000 円の増額補正でございます。こちらも同様に令和 4 年度人事院勧告に基づく会計年度任用職員報酬及び職員手当等を増額するものでございます。財源は子ども子育て支援交付金の国庫支出金 3 万 2,000 円、道支出金 3 万 3,000 円を充当するものでございます。

続きまして、4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、(1)、国民健康保険事業特別会計繰出金 18 万 2,000 円の減額補正でございます。事務費負担分の整理に伴う減額でございます。財源は一般財源の減であります。

続きまして、3 目予防費、(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 10 万円の増額補正でございます。こちらも人事院勧告に基づく法律改正に伴う条例改正で、これに必要な一般事務の会計年度任用職員給料を増額するものでございます。財源は全額国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当いたします。

続きまして、2 項環境衛生費、1 目環境衛生諸費、(1)、有害昆虫・鳥獣駆除対策経費 19 万 3,000 円の増額補正でございます。ヒグマの出没情報等による出動回数が増加したことから、不足分を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。3 目火葬場費、(1)、白老葬苑管理経費 34 万 1,000 円の増額補正でございます。需用費 24 万 2,000 円は白老葬苑における電気料、燃料費の価格高騰に伴う不足分の計上、委託料 9 万 9,000 円は火葬棟ホールの換気扇の汚れが著しく、利用者に影響を

及ぼすことから清掃業務を委託するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4目墓園費、(1)、白老霊園及び町有墓地管理経費 19万8,000円の増額補正でございます。白老霊園内に設置しております、積雪によって道路のある場所が分からなくならないように道路の脇に設置している標識のスノーポールなのですが、こちらを更新するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、3項清掃費、1目清掃総務費、(1)、一般廃棄物有料化経費 68万2,000円の増額補正でございます。需用費、印刷製本費につきましては、ごみの分別がきちんとなされていない際に使用しております違反警告シールが当初見込みよりも使用枚数が増加していることから、経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、2目塵芥処理費、(1)、環境衛生センター運営経費 21万5,000円の増額補正でございます。環境衛生センターの浸出水処理施設のポンプの老朽化により2台を更新するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)、一般廃棄物広域処理経費 1,438万5,000円の増額補正でございます。負担金の額の確定によるものと電気料、燃料費の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4項病院費、1目病院事業費、(1)、国民健康保険病院事業会計繰出金等 8,000万円の増額補正でございます。今後の資金繰りが厳しいことから、資金不足解消分として追加繰出するものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。6款農林水産事業費、2項1目林業振興費、(1)、森林環境整備事業 3万円の増額補正でございます。令和4年度人事院勧告に基づく会計年度任用職員給料及び職員手当等を増額するものでございます。財源は全額森林環境譲与税基金繰入金を充当いたします。

続きまして、3項水産業費、1目水産振興費、(1)、栽培・資源管理型漁業推進事業 86万7,000円の減額補正でございます。ウニの種苗放流事業について、ウニの種苗の供給がなされなくなり、本年度の事業を中止としたことから補助金を減額するものでございます。財源はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減額でございます。続きまして、(2)、一次産業事業者経営支援事業(交付金事業) 103万7,000円の減額補正でございます。補正予算第1号にて議決をいただきました漁業者支援の事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減となります。

次のページをお開きください。7款商工費、1項1目商工振興費、(1)、運送事業者等支援事業(交付金事業) 151万9,000円の減額補正でございます。補正予算第4号において議決をいただきました事業でございますが、事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は全額地方創生臨時交付金の減額でございます。

続きまして、2項観光費、1目観光対策費、(1)、ウェルカムしらおいキャンペーン事業(交付金事業) 1,500万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ旅行事業の回復と周遊を図るため、町内宿泊施設に宿泊した方に利用料金の助成及びクーポンの配布を実施する事業でございますが、キャンペーンの追加配分を行うため増額するものでござ

ございます。財源は地方創生臨時交付金 530 万 3,000 円、一般財源財政調整基金繰入金 969 万 7,000 円を充当いたします。なお、ここで財政調整基金の繰入についてでございますが、今後コロナの交付金事業完了に伴って、地方創生臨時交付金事業の不用額が発生する可能性があり、同交付金の返還を招かないように本事業において財政調整基金の一時立替を行うものでございます。

続きまして、8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、(1)、道路施設維持補修経費 477 万 2,000 円の増額補正でございます。街路灯などの電気料金について電気料金の高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。

次のページをお開きください。4 目交通安全施設整備費、(1)、交通安全施設維持補修経費 10 万 5,000 円の増額補正でございます。歩道橋照明の電気料金について電気料金の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。

3 項河川費、3 目排水対策費、(1)、排水施設維持補修経費 4 万 4,000 円の増額補正でございます。萩野朝霧地区の排水ポンプの電気料金につきまして、電気料金の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4 項港湾費、1 目港湾管理費、(1)、客船入港歓迎事業 20 万 1,000 円の減額補正でございます。事業完了に伴う執行残の整理による減額でございます。財源は一般財源の減となります。

続きまして、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費、(1)、都市計画マスタープラン等策定事業 61 万 9,000 円の減額補正でございます。報酬、報償費、旅費、計画支援業務委託料は執行残の整理により 137 万 3,000 円を減額するとともに、新たに立地適正化区域データの作成業務を委託する経費 75 万 4,000 円を増額するものでございます。財源は公共施設等整備基金繰入金の減となります。

次のページをお開きください。3 目公園費、(1)、公園施設維持管理経費 46 万 3,000 円の増額補正でございます。報酬は令和 4 年度人事院勧告に基づく法律改正に伴う条例改正により、これに必要な会計年度任用職員の報酬の増額、光熱水費は公園施設の電気料金について、電気料金の価格高騰に伴う不足分を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

6 項住宅費、2 目住宅管理費、(1)、町営住宅管理事務経費 79 万 2,000 円の増額補正でございます。町営住宅管理システムの改修に伴う業務委託料を計上するものでございます。財源は全額町営住宅使用料を充当いたします。(2)、町営住宅維持管理経費 4,000 円の増額補正でございます。美園団地駐車場照明において、電気料金の価格高騰に伴う不足分を計上するものでございます。財源は町営住宅使用料を充当いたします。(3)、町有住宅維持管理経費 8,000 円の増額補正でございます。サンコーポラスのポンプ室の電気料金につきまして、電気料金の価格高騰に伴う不足分を計上するものでございます。財源は町有住宅使用料を充当いたします。

次のページ、9 款消防費、1 項 1 日常備消防費、(1)、常備消防施設維持管理経費 644 万 2,000 円の増額補正でございます。燃料費及び光熱費 107 万円は消防庁舎の電気料金、燃料費について価格高騰に伴う不足分の計上でございます。また修繕料につきましては町内各地のサイレン灯 5 基のボルトナット腐食による損傷修繕、消防庁舎に設置しております排煙濃度計及びボイ

ラー施設の修繕など合計 537 万 2,000 円を計上するものでございます。財源は国庫支出金消防ボイラー施設修繕事業委託金 35 万 8,000 円、消防庁舎排煙濃度計交換工事委託金 17 万 1,000 円、一般財源 591 万 3,000 円を充当いたします。続きまして、(2)、救急隊員感染予防対策事業(交付金事業) 71 万 1,000 円の増額補正でございます。救急隊員の新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等感染症対策消耗品を購入するものでございます。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、(3)、予防情報管理システム導入事業 26 万 4,000 円の減額補正でございます。不用額の整理による減額であります。財源は一般財源の減となります。続きまして、(4)、救助資機材整備・更新事業 445 万 4,000 円の新規計上でございます。活動用備品といたしまして、平成 21 年に購入して経年劣化が著しいマット型空気ジャッキの更新及び車両の横転など不安定な状態の車両を固定し、救助活動を行うことができるサポート器具一式を購入するための経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金特定防衛施設周辺整備調整交付金 400 万円、一般財源 45 万 4,000 円を充当するものでございます。

2 目非常備消防費、(1)、消防団活動経費 100 万円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、消防団合同訓練等を中止したことなどから、消防団出動報酬を減額するものでございます。財源は一般財源の減額であります。(2)、消防団資器材整備事業 272 万 8,000 円の新規計上でございます。消防団の防火衣を更新する事業でございますが、防火衣は平成 12 年に購入してから 22 年経過をしており、防火安全性能が損なわれている可能性が高いことから、新たに今回、防火衣 23 着分の経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金特定防衛施設周辺整備調整交付金 240 万 1,000 円、一般財源 32 万 7,000 円を充当いたします。

続きまして、3 目消防施設費、(1)、消防水利維持保全経費 212 万 3,000 円の増額補正でございます。修繕料 147 万 4,000 円は北吉原地区に設置しております消火器栓 2 基について修繕するものであり、工事請負費 64 万 9,000 円は石山地区に設置しております消火栓について土地所有者より移設の申し出があったことから、消火栓 1 基の移設工事を実施するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

4 目災害対策費、(1)、防災センター管理経費 71 万 5,000 円の増額補正でございます。防災センターの電気料金について、電気料金の価格高騰に伴う不足分を計上するものでございます。財源は全額国庫支出金防災センター管理委託金を充当いたします。次のページをお開きください。(2)、防災行政無線(同報系)施設管理経費 8 万 2,000 円の増額補正でございます。防災行政無線屋外拡声子局の電気料金について、電気料金の価格高騰に伴う不足分を計上するものでございます。財源は一般財源です。

続きまして、10 款教育費、1 項 2 目事務局費、(1)、教育委員会事務局経費 4,000 円の増額補正でございます。燃料費 12 万円は教育委員会公用車のガソリン代について価格高騰に伴います不足分を計上するものでございます。保険料 11 万 6,000 円の減額は執行残の整理による減でございます。財源は一般財源でございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費、(1)、小学校施設管理経費 947 万円の増額補正でございます。燃料費及び光熱費は各小学校における電気料金、燃料費の価格高騰に伴います不足分の計

上でございます。財源は一般財源でございます。

2目教育振興費、(1) 小学校教育振興一般経費 141万2,000円の減額補正でございます。学校司書の欠員1名分の報酬及び職員手当等を減額するものでございます。財源は一般財源の減でございます。次のページをお開きください。(2)、小学校姉妹交流推進事業経費 19万4,000円の減額補正でございます。仙台市片平町小学校との交流事業を中止したことにより全額減額するものでございます。財源は一般財源の減でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、(1)、中学校施設管理経費 495万8,000円の増額補正でございます。各中学校における電気料金の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源でございます。4項社会教育費、2目公民館費、(1)、公民館管理運営経費 157万3,000円の増額補正でございます。消防設備点検の指摘事項を改善するため、萩野公民館の排煙装置を回収する経費を計上するものでございます。

続きまして、3目図書館費、(1)、図書館運営経費 10万8,000円の増額補正でございます。町立図書館における電気料金の価格高騰に伴う不足分の計上でございます。財源は一般財源となります。続きまして、(2)、図書等購入経費 10万円の増額補正でございます。苫小牧地方法人白老地区様及び新和産業株式会社様より指定寄付があったことから、寄付金を財源として増額するものでございます。

5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1)、資料館運営経費 18万1,000円の増額補正でございます。報償費 3万5,000円は陣屋資料館の団体入館者の増加により、資料館解説員の活動実績が増えたことに伴う謝礼金の増額、修繕費は史跡白老仙台藩陣屋跡に設置しております、多言語対応ガイドシステムのパッケージ交換などに要する経費を計上するものでございます。財源は使用料の資料館入館料 5万円、一般財源 13万1,000円を充当いたします。

次のページになります。6項給食施設費、1目しらおい食育防災センター管理運営経費、(1)、しらおい食育防災センター運営経費 394万円の増額補正でございます。光熱水費 321万3,000円は電気料金の価格高騰に伴う不足分の計上、修繕料 24万6,000円は連続炊飯システムのコンベアの劣化、野菜下処理室の水切り台の塩ビ管の破損、食缶洗浄機のパッキン破損をそれぞれ修繕するためのもの、備品購入費 48万1,000円は野菜下処理室の水切り台が劣化により穴が空き使用できない状況となっていることから新たに購入するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。(2)、配管改修事業 58万7,000円の増額補正でございます。蒸気管の取替え工事が2か所ありまして、厨房内の釜の空気蒸気管と天井内のコンテナ乾燥機蒸気管がいずれも経年劣化により蒸気漏れをしていることから、取替え工事に要する経費を計上するものでございます。財源は全額公共施設等整備基金繰入金を充当いたします。

13款給与費、1項1目給与費、(1)、職員等人件費 1,012万6,000円の増額補正でございます。令和4年度人事院勧告による法律の改正に伴う条例改正により、一般職については給料を平均0.3%引き上げるとともに、勤勉手当0.1月分を引き上げること、また特別職については期末手当0.1月分を引き上げることから、これに必要な給料及び職員手当等を増額するものでございます。財源は一般財源でございますが、当初人件費の特定財源としておりました町営住

宅使用料、町有住宅使用料、介護予防サービス計画作成収入をこのたびの補正予算の各々の財源としたことから、82万6,000円を一般財源に振替えております。

次のページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)、各種基金積立金4,251万2,000円の増額補正でございます。財政調整基金積立金9万4,000円は白老町パークゴルフ協会様からの寄付、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金3,886万8,000円は8月から10月までの3か月分の指定寄付金7,772万7,000円のうち、おおむね2分の1を積み立てるものでございます。次に子ども夢基金積立金5万円は新和産業株式会社様からの指定寄付、産業振興基金積立金100万円は株式会社敷島ファーム様からの指定寄付、まち・ひと・しごと創生基金積立金250万円は企業版ふるさと納税といたしまして、梨湖フーズ株式会社様から100万円、苫小牧信用金庫様から150万円の寄附を受けたものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入の一般財源の説明をさせていただきますので6ページ、7ページにお戻りください。1款町税、1項1目個人、現年課税分2,000万円の増は、当初予算を上回る見込みのため増額するものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、現年課税分5,000万円の増は、当初予算を上回る見込みのため増額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。20款繰入金、7財政調整基金繰入金8,989万1,000円の計上でございます。こちらは病院事業会計への追加繰入金8,000万円、歳出のところで説明いたしました、交通安全対策経費として財政調整基金に積立てしておりました19万4,000円、ウェルカムしらおいキャンペーン事業における一時立て替え分としての969万7,000円、合計8,989万1,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金3,510万2,000円の計上でございます。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これによりまして、繰越金の留保額は3,920万6,000円となります。

議案第1号の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。

令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ 23 億 5,353 万 5,000 円とする補正でございます。

次に、2 ページから 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、6 ページをお開きください。1 款総務費、1 項 1 目国保運営経費につきましては、マイナンバーカードの保険証利用支援を行う会計年度任用職員に係るものが今回の人事院勧告に伴う給与の見直しがありましたので、その見直しや決算見込みによりまして給料が 9 万 4,000 円の減、職員手当が 4 万 8,000 円の減、共済費が 2 万 2,000 円の減、また需用費が 16 万 4,000 円の増のほか、国民健康保険税における未就学児均等割の減額措置に伴う国保事業状況システムの改修費用負担金がこのたび示されたことから、負担金の 16 万 5,000 円を増額するもので合計 16 万 5,000 円の増であり、財源につきましては道支出金の特別調整交付金を全額充当するものでございます。

続きまして、2 項 1 目徴収事務職員経費につきましては、同じく給与の見直しや決算見込みにより給料が 10 万 8,000 円の増、職員手当は 3 万円の増、共済費は 16 万 9,000 円の減の合計 3 万 1,000 円の減であり、財源の一般会計繰入金を減額するものでございます。

続きまして、4 項 1 目レセプト点検経費につきましても、給与の見直しや決算見込みによりまして、給料 4 万 3,000 円の増、職員手当 1 万 6,000 円の増、共済費は 1 万 9,000 円の減の合計 4 万円の増であり、財源の一般会計繰入金も増額するものでございます。

続きまして 8 ページ、9 ページの 6 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等未受診者対策事業経費につきましても、給与の見直しや決算見込みによりまして、給料が 9 万 4,000 円の減、職員手当は 3 万 2,000 円の増、共済費は 9,000 円の増の合計 5 万 3,000 円の減であり、財源は次の国保保健指導経費との財源振替もあることから、道支出金の同繰入金は 6 万 9,000 円の増のほか、一般会計繰入金は 12 万 2,000 円減額するものでございます。

続きまして、2 項 1 目国保保健指導事業経費につきましても給料の見直しや決算見込みにより、給料が 2 万 8,000 円の増、職員手当は 7 万 2,000 円の減、共済費は 9 万 4,000 円の減の合計 13 万 8,000 円の減であり、財源は前の特定健康診査等未受診者対策事業経費との財源振替もあることから、道支出金の同繰入金は 6 万 9,000 円の減のほか、一般会計繰入金は 6 万 9,000 円減額するものでございます。

次に歳入でございます。4 ページをお開きください。3 款道支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金は歳出でも説明したとおり 16 万 5,000 円を増額補正でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は歳出の各事業分の合計繰入金の増減がありましたので、合計で 18 万 2,000 円の減となる補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5 番、西田祐子議員。

○5 番（西田祐子君） マイナンバーカードの件についてです。7 ページの国保運経費、今 12

月末までマイナポイントの申し込みが切れるということで、窓口が非常に混んでいると聞いているのですけれども、このところで対策はしての経費なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） この国民健康保険に係る経費というのは、マイナンバーカードの保険証利用を支援する業務の経費でありまして、マイナンバーカードの交付はまた別の事業であります。直接は関係ないのですけれども、議員おっしゃるとおり申請者の数は増えている状況で、我々としても窓口が混雑しますと感染対策の部分もあるものですから、ただ期限が12月末ということで確かに申請件数は増えていますので、我々としても交付枚数を少しずつ増やしていったって、皆さんにポイントがつけられる形で交付をして対応している状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 本当はもっと後できちんと質問することがいいと思うのですけれども、今月末ということで期限もないものですから、町民の方から行ってもしばらく待たないと順番が回ってこないという状況の中で、予算がついたのかと思って安心したのですけれども、そうではないのであれば非常に心配なものですから、ぜひ考えていただければありがたいと思って質問させていただきました。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） この予算とは直接関係のないことではありますけれども、一連の流れとしてカードを交付して、その後にポイントをつける、また健康保険証利用する、また公金口座を紐づけるという一連の作業で説明などをしておりまして、随時説明をさせていただいておりますが、やはり数が多くなってきているので、議員がおっしゃるとおり少し窓口でお待ちいただく時間が出てきておりますけれども、この辺はご了承をいただいた中で、少しお時間かかるようでしたら、ご用事を済ませてからいらしてくださいという対応をして、なるべくいらした方のニーズに沿う形で対応はさせていただいているところであります。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。

令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,909万5,000円とする補正でございます。

次に2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますが、このたびの補正につきましては人事院勧告に伴う人件費の増額補正になっております。

それでは6ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費6万8,000円の増額であります。3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費16万7,000円の増額であります。8ページをお開きください。2項1目総合相談事業費5万3,000円の増及び7目認知症総合支援施策事業費は4万円の増額であります。

次に歳入について説明いたします。4ページをお開きください。7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（総合事業）2万1,000円、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）1万8,000円、5目その他一般会計繰入金6万8,000円につきましては、歳出で説明いたしました費用に対する一般会計からの繰入金でございます。2項1目介護保険基金繰入金22万1,000円につきましては、今説明しました歳出から一般会計の繰入金を除き、差し引いた金額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 議4-1をお開きください。議案第4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、収益的支出を増額補正するものでございます。第1款の水道事業費用につきましては、既決予定額3億5,045万1,000円に660万円を追加いたしまして3億5,705万1,000円とする内容でございます。

次に議4-2をお開きください。令和4年度白老町水道事業会計補正予算実施計画書についてでございますが、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

続きまして、議4-3、補正予算説明書でございます。収益的支出の1款水道事業費用、1項1目給与費についてでございますが、人事院勧告に基づきます法律改正に伴う条例改正により、給料の不足額見込み10万円を増額するものでございます。さらに3目配水及び給水費について水道給排水管の漏水などに伴います修繕費用が不足する見込みであることから、650万円を増額するものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議5-1をお開き願います。議案第5号でございます。

令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。まず、収益的収支の予定額でございます。第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額9億1,808万5,000円に9,260万円を追加し、10億1,068万5,000円と増額補正する内容でございます。第1款の病院事業費用につきましては、既決予定額9億1,373万9,000円に725万8,000円を追加し、9億2,099万7,000円と増額補正するものでございます。

次に資本的収支の予定額でございます。第1款の資本的収入につきましては、予算額の増減はありませんが、第1款の資本的支出につきましては585万4,000円を追加し、1億2,800万8,000円と増額補正するものでございます。

次に議5-2、議5-3でございます。こちらの令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に議5-4でございます。ここで増額補正予算の内容について、順に説明申し上げます。まず下段の収益的支出を御覧ください。増額補正の内容につきましては大きく分けて2点ございます。1点目は地域包括ケア病床開設に伴うリハビリ従事職員として、作業療法士2名採用と人事院勧告に伴う給与改定分として1,311万2,000円の増加でございます。地域包括ケア病床を10月に開設したことにより、現在12床ほぼ満床の状況に加えて、さらなる増収対策を見込むために現状2名のリハビリスタッフを2名増員し、合計4名体制とすることに伴う1,108万6,000円の増加と人事院勧告に伴う正規職員、会計年度任用職員の給与改定分202万6,000円の増加分を合わせて1,311万2,000円の増加となっております。

2点目はさきの9月補正予算において可決をいただいた病院改築事業に伴う支障物の撤去と既存病院へのケーブル等の引き回しに必要な仮設工事費用585万4,000円の減額補正についてでございます。当初当該事業につきましては病院改築事業に関連する工事ではありますが、病院敷地内に建っている民間事業者の電柱及びケーブル等の撤去と移設工事であることから、当院の財産でないことを考慮し、いわゆる収益的支出において計上したものでございますが、その後の調査で病院改築事業という大きなくくりの中で会計処理をすること、すなわち4条予算の資本的支出において計上することが望ましいという結論に至ったことから、3条予算より585万4,000円を減額し、改めて4条予算として計上し直すものでございます。最終的に1点目と2点目の合計額として収益的支出は725万8,000円の増額補正となっております。

次に上段の表の収益的収入を御覧ください。まず医業収益ですが、さきの9月補正予算にお

いて可決いただいた内容として、地域包括ケア病床の増収益を見込み 1,288 万円の増額補正をしたばかりでございますが、導入から 2 か月が経過し、全ベッド 12 床が順調に稼働している状況を踏まえ、さらに年間 1,260 万円の増額補正を見込むものでございます。次に医業外収益ですが、地域包括ケア病床が順調に稼働開始した一方で 4 月以降一般病床の一日平均入院患者数は 14.5 名と前年度比較において微増にとどまるなど、特に入院収益において経営改善が順調に進捗しておらず、資金不足の解消のため一般会計からの追加繰出金として 8,000 万円の増額補正を見込むものでございます。最終的に収益的収入は 9,260 万円の増額補正となっております。

次に議 5-5 でございます。下段の資本的支出を御覧ください。先ほど 3 条予算の収益的支出で減額補正予定の病院改築事業に伴う支障物の撤去と既存病院へのケーブル等の引き回しに必要な仮設工事費用 585 万 4,000 円について、改めて 4 条予算の資本的支出として、1 項建設改良費、2 目施設整備費、3 節工事請負費として 396 万 1,000 円、4 節補償費として 189 万 3,000 円、合計 585 万 4,000 円として計上し直すものでございます。なお 585 万 4,000 円の財源としては、病院事業会計より現年度損益勘定留保資金として 585 万 4,000 円、全額を補填し対応するものでございます。

以上で議案内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 5 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 5 号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 6、議案第 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議 6-1、議案第 6 号でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

議 6-21 をお聞きください。最初に議案説明でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容を説明資料で説明させていただきます。議 6-49 の次のページをお開

きください。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要でございます。本条例の改正理由でございます。令和3年6月、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から、地方公務員の定年年齢の段階的な引き上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める制度が導入されることから、白老町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がありますのでございます。次に地方公務員法の改正の趣旨についてであります。全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題へ対応していくため、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものでございます。

それでは、本条例の改正の内容を説明させていただきます。1、定年延長にかかる措置であります。①は定年年齢の引き上げに関する規定の整備でありまして、職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とするための規定の整備でございます。令和5年度から令和13年度までの間に表のように段階的に定年年齢を65歳まで引き上げるものでございます。

②は管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備でございます。①管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理監督職（主幹職以上）の職員については、翌年の4月1日までに非管理監督職（主査職）に降任する規定を設けるものでございます。②欠員補充が困難な場合など、公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるものでございます。

次に③は、定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備でございます。①、60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設けるものでございます。②、定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度を廃止することになりますが、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設けるものでございます。

④は、情報提供・意思確認制度に関する規定の整備でございます。職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けるものでございます。

⑤は、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備であります。60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする規定を設けるものでございます。退職時の給料表の旧と後については、定年年齢まで同じというものですけれども、旧と後に定められた給料月額を7割を支給するというものでございます。また、退職手当については、当分の間、60歳に達した日以後、引き上げられた定年退職日以前に退職した場合であっても、「定年退職」の支給率により算定されることになってございます。こちらは条例改正ではなく退職手当組合の条例の規定になります。

次のページになります。定年延長後の職員の勤務形態等に関するイメージを図で示しております。2のその他でございますけれども、地方公務員法の改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

次に施行期日であります。情報提供・意思確認制度に関する規定の整備につきましては、公

布の日から施行するものでございまして、そのほかの改正につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

続いて、制度改正に伴う本町の影響等について説明させていただきます。まず、年度ごとの退職年齢到達者の数でございますけれども、令和6年末と令和8年末の定年年齢到達者数につきましては、それぞれ7名となっております。令和10年度と令和12年度の末でございますけれども、それぞれ2名となっています。令和14年度末が5名となっているものでございます。なお、定年年齢の段階的な引き上げを行うということによりまして、2年に1回定年退職者がいない年度があるということになります。

次に人件費への影響額（見込み）でございますけれども、60歳を超える職員が在籍する令和6年度以降から、定年引き上げとなる職員と現行の再任用職員の給与水準の差による人件費の増加について影響額として試算してございますけれども、令和14年度までの9か年で合計2億6,600万円と見込んでいるものでございます。

附則の朗読及び新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で議案6号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、一括して説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1、議案第7号でございます。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議7-14をお開きください。最初に議案説明でございます。令和4年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.3%の引上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、令和5年1月期で所要の調整を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容を資料で説明いたします。議7-18の次のページをお開きください。議案第7号から第9号の説明資料になります。

職員の給与に関する条例等の一部改正の概要でございます。まず、令和4年の人事院勧告のポイントでございますけれども、月例給、ボーナスともに引上げというものでございます。民間給与との格差を埋めるための平均0.3%の給料の引上げを行うものでございます。2項目めのボーナスを0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分するものでございます。

以上の給与に関する勧告によりまして、1つ目、給料表の改正を行うものであります。1点目、行政職給料表でございますけれども、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引上げ、これを踏まえて、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定するものでございます。平均改定率は0.3%となります。

2点目、そのほかの給料表の医療職給料表（二）及び（三）についても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。また、一般職の任期付職員（特定任期付職員）の給料についても改定するものでございます。

2つ目、職員の期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改正であります。1点目、年間の支給月数を4.30月分から4.40月分に0.1月分引き上げるものでございます。

2点目、再任用の年間の支給月数を2.25月分から2.30月分に0.05月分引き上げるものでございます。また、一般職の特定任期付職員についても0.1月分引き上げるものでございます。

3点目、引き上げ分は勤勉手当に配分するものでございます。

4点目と5点目でございますけれども、一般職の本年の0.1月分の引上げと再任用の0.05月分の引上げ分につきましては、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降は6月と12月の勤勉手当に引上げ分を均等に配分することになります。次のページになります。これらの月数につきましては次の表のとおりとなっております。

3つ目、特別職の期末手当でございますけれども、1点目の町長、副町長、教育長の特別職並びに2点目の議員の皆様様の期末手当についても、職員の支給割合に準拠し0.1月分を引き上げる改正を行うこととしております。また、支給方法等についても職員と同様になります。特別職と議員の皆様様の条例の改正につきましては、議案第8号、第9号で提案してございます。

4つ目の実施時期でございますけれども、まず1つ目、給料表の改定でありますけれども、令和4年4月1日に遡って適用します。

2点目、期末手当・勤勉手当の改定につきましても、本年度の改定分については令和4年4月1日に遡って適用します。令和5年度分の改定につきましては令和5年4月1日から適用するというものであります。

3点目、差額の支給でございますけれども、給料表の改定、期末・勤勉手当の改正分の遡及適用による差額は来年1月の給与支給日に合わせて支給することとしております。これらの施行日、適用日については、一部改正条例の附則第1項から第3項までの条文に分けて整備しているということでございます。

附則の朗読については省略させていただきます。次のページになります。5つ目の改定による影響見込みでございますけれども、職員については全会計で給料645万円、期末・勤勉手当336万1,000円、合計981万1,000円となっております。理事者につきましては期末手当

31万5,000円、議員の皆様につきましては期末手当35万5,000円と試算してございます。この増額分を踏まえて、このたびの補正予算案において一般会計の職員分と各会計分、理事者及び議員の所要の額を提案しているというものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議8-1をお開きください。議案第8号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

最初に議案説明でございます。議8-3をお開きください。令和4年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.3%の引上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のもの給与の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、令和4年度の期末手当は、0.1月分の引上げを1月支給分について行い、令和5年度以降の期末手当は、6月分及び12月分を均等に支給することとしており、それぞれ2.2月分として改正するものでございます。

次に新旧対照表について説明いたします。改正後の欄を御覧ください。期末手当の100分の220は令和5年の6月、12月分の支給月数として改正するものでございます。令和4年12月の支給月数は附則第2項に規定しておりまして、議8-1になりますけれども、こちらで規定しているということになります。

附則でございます。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

2 令和4年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。

期末手当の内払については、説明を省略させていただきます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議9-1をお開きください。議案第9号でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

最初に議案説明でございます。議9-3をお開きください。令和4年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.3%の引上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、令和4年度の期末手当については、0.1月分の引き上げを1月支給分にて行いまして、令和5年度以降の期末手当は、

6月分及び12月分に均等に支給することとしておりまして、それぞれ2.2月分として改正するものでございます。

先ほどの議案第8号に説明した内容と同様でございますので、新旧対照表及び附則の説明については省略させていただきます。

以上で議案第7号から第9号までの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号及び8号並びに9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号及び8号並びに9号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての議案について、説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第10号です。議10-1をお開きください。定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について説明いたします。

議10-1をお開きください。議案説明です。定住自立圏形成協定は、平成27年3月24日に苫小牧市との間で締結したものであり、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った苫小牧市と本町を含む東胆振4町が、広域連携による施策を推進するものであります。東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において、圏域内の消防指令業務の共同運用による消防体制の強化に係る修正及び追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議10-1にお戻りください。協定の変更内容でございますが、定住自立圏形成協定の別表第1、(5)、「防災」を「防災・消防」に改めまして、この表にあります消防体制の強化を追加するものでございます。当該協定は、本町、苫小牧市、厚真町、安平町、むかわ町の3町で構成します胆振東部消防組合の各消防本部がそれぞれ行っております、消防指令業務を定住自立圏の取組として位置づけし、共同運用するために締結をするものでございます。

なお、本協定につきましては、議決をいただいた後に苫小牧市と締結をしたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に係る協議についての議案について、説明をお願いいたします。

加藤消防課長。

○消防課長（加藤 肇君） 議11-1をお開きください。議案第11号になります。消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について説明いたします。

議11-3をお開きください。議案説明になります。東胆振圏1市4町による消防指令業務を共同で運用するため、消防指令業務に係る事務を苫小牧市に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づき議会の議決を求めます。

議11-1をお開きください。規約に関しましては、朗読を省略させていただきますが、なお、規約の概要についてでございますが、消防指令業務に係る委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担及び予算の執行、決算の措置、連絡会議、その他委託業務に関し必要な事項を規約にて定めております。説明については以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第10及び日程11、諮問第1及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、この議案は人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知お祈りいたします。

日程第12、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第1号 専決処分の報告になります。報1-1をお開きください。記といたしまして、第2号、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。

続きまして、報1-2をお開きください。専決処分書になります。

記、このたび専決処分により工事の変更契約をさせていただいた工事名につきましては、令和3年度施行、バンノ沢川砂防工（第7支浜）。

2、現請負金額1億384万円。

3、新規請負金額といたしまして1億600万7,000円、216万7,000円の増となっております。

4、概要でございますが、当該工事において、構造物撤去工及び共通仮設の数量変更により請負金額を増額変更するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって、議案説明会を終了いたします。

（午前11時46分）